

# ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

2001.12.20

No. 18

URL <http://www.awf.or.jp/> e-mail [info@awf.or.jp](mailto:info@awf.or.jp)

## 大鷹淑子副理事長に聞く

Interview

### 「21世紀のいま、 若い人々に伝えたいこと」



副理事長  
大鷹 淑子

1920年、中国東北部(旧満州)の撫順に生まれる。38年、満映(満州映画協会)から「李香蘭」の名でデビュー、数々の映画、曲が大ヒットし、「うたう中国人女優・李香蘭」として一世を風靡する。戦後、46年に日本に帰国。女優・山口淑子として再デビュー。58年、映画界より引退。その後、テレビのワイドショー司会やキャスターとして活躍。74年から参議院議員を3期18年勤める。現在、アジア女性基金副理事長。著書に「李香蘭 私の半生」(共著、新潮社)などがある。

第二次大戦に終止符が打たれてから、すでに半世紀以上の歳月が流れました。しかし、21世紀を迎えたいまでも、戦争の傷跡はアジアの人々の心のなかに残されています。

このインタビューでは、戦争の悲惨さを身をもって体験したひとりであり、アジア女性基金発足時から『慰安婦』問題の解決に参加している副理事長の大鷹淑子さんに、「21世紀のいま、若い人々に伝えたいこと」というテーマでお話をうかがいました。

—聞き手 理事 大沼保昭(東京大学教授)

大沼: 大鷹さんは、ちょうど戦後50年の節目の年、1995年7月のアジア女性基金発足以来、呼びかけ人、理事として活躍しておられますが、政府から呼びかけ人になって欲しいという要請をお受けになった経緯についてお話しいただけますか。

大鷹: あの戦争から、もう半世紀以上も経ってしまいました。私たちの記憶も時とともに風化し、戦争を知らない世代の方が多くなってきました。

元「慰安婦」の方たちが声をあげたとき、私と同じ時代に生まれ、同じ年頃だった彼女たちのことを思い、いたたま

れない気持ちになりました。ほんとうにこの人たちに残された時間はない、一刻も早くなんとかしなくてはと。彼女たちの屈辱と苦痛はどうい償いきれるものではありませんが、少しでも安らかな人生をおくっていただきたいという気持ちが、基金に参加する一番の理由でした。当時、村山内閣でアジア女性基金の事業がスタートした時、いま日本政府が取りうる最善の方法ではないかと思いましたが、基金に参加することが、私のできることではないかと思ったのです。呼びかけ人は、この点で皆同じ気持ちだったと思います。

大沼: 私まさにその気持ちで「呼びかけ文」の原案を作りましたし、呼びかけ人や理事は各地で拠金の呼びかけをしたわけです。でも、マスコミの一面的な報道もあって韓国と台湾では、「償い金」を受け取ることが汚いお金を受け取るような社会的な風潮ができてしまって、「受け取ったことを公にはできない」「受け取りたいけれど秘密にして欲しい」という状況に彼女たちを追い込んでしまう結果になってしまった。これは本当に残念なことです。

### 国民からの拠金は、 心のこもった「償い金」に

大鷹: アジア女性基金には、これまで多くの募金が寄せられています。私は、これらのお金こそ、心のこもった清いお金だと思っているのです。なにを言われようとも、拠金をしてくださった方々のお気持ちを、なんとか被害者にお届けしようと、その一心でやってきました。大沼さんとは、山形のシンポジウムでご一緒しましたね。参加者の皆さんが熱心にお話を聞いてくださったし、多くの募金をいただいたことを覚えています。

償いをしたいという気持ちをもった国民が自分の意思で参加できることは、すばらしいことだと思います。

大沼: この6年間のアジア女性基金の活動で特に印象深く思われたことは何ですか。大鷹さんはこれまで何人かの元「慰安婦」の方々と人間的な深い関係をもっておられますが。

大鷹: 元「慰安婦」の方のなかに、私を知っている方がいたんですよ。ほんとうにびっくりしました。その方は、李香蘭の映画の撮影が蘇州であるというので、

兵隊さんに連れられてロケ現場に来たそうです。「あなたが桃の造花を持って蘇州夜曲をうたっていたのを、大勢の人の間から見ていたのです」とおっしゃいました。ちょうどいい枝ぶりの桃の花がなくて、スタッフが、ロケ用に紙で桃の花を作ってくれたのですが、実際に見ていた人でなければわからない、そんなことまで覚えていらっしゃいました。その方は15歳のとき朝鮮で連行され、蘇州の慰安所に入れられた方です。そこから何度か逃げようとしたそうですが、銃剣でおなかをさされたこともあるそうです。「クレゾールを飲み死のうと思ったのですが、分量が足りなかったのか濃度が薄かったのか死ねなかった」というのです。私はその話を聞き胸がいっぱいになり、「辛かったでしょ、ごめんなさいね」と心から謝りました。

大沼: 何年前か、訪韓する折に大鷹さんにお土産を用意していただいて、私がお届けしたことがありましたね。彼女はまわりの人から基金とは接触しないようにと言われていたようですが、大鷹さんがひとりの人間としてつき合いを深めてこられたので、私とも会って話をしてくれたわけです。とても印象に残っています。

### 被害者自身の意思を 尊重して

大鷹: 大沼さんはこの間の活動について、何かお感じになったことがありますか。

大沼: 6年間、基金の仕事をやってきて、非常にフラストレーションと徒労感がありましたね。日本の市民運動はなぜ、無駄なエネルギーを使うのだろうか。基

金は、日本政府と激しくやりあって、これしかできないけれども現実に被害者の方々の生活を考えるならやむを得ないと、我慢に我慢を重ねてやってきたわけです。基金をたたくエネルギーで日本政府に圧力をかけて欲しかったとつくづく思います。

大鷹: 私も、あまりの辛さに泣いたことがあります。基金のお仕事を始めて、心の痛む辛いことばかりでしたが、「償い金」を受け取って喜んでくださった人が実際にいらっしゃるということ、それが私の支えになったのだと思います。拠金をくださった方のなかに、「貧者の一灯です。誠に些少ながらお届けくだされば幸いです。」といったメッセージを寄せてくださった男性がいますが、彼女たちがそのような気持ちを受け止め、感謝しておられる姿を見たとき、本当にこの仕事をやってきてよかったと思いました。プライバシーを守るために公にできないことも多く、ジレンマも感じましたが、あくまでも被害者を守る姿勢を貫き、被害者が望んでいることを最優先にして事業を実施してきました。

大沼: フィリピンでは、NGOが被害者自身の意思を尊重してくれましたね。被害者個々人の意見は多様だし環境も多様なことから、本人の意思を尊重して対応しようと。だから、申請者の数が一番多かったわけです。韓国、台湾、フィリピンをあわせて、約200名の方々に償いの気持ちを受け取っていただいたということが一番うれしいですね。

大鷹: 来年5月までには、韓国、台湾での償い事業が終了します。これまで、募金をくださった方々にしっかりとご報告をしたいですね。

## 歴史の事実を直視し、 アジアの人の痛みを理解して

大沼： 大鷹さんが、いま、一番若い人々に伝えたいことは何ですか。

大鷹： 1931年(昭和6年)9月18日、私が小学校6年生のときに、柳条溝事件が起こり、翌年、「満州国」が建国されました。それから半年余りたった時の出来事を忘れることはできません。一人の中国人が、松の木に縛られ日本兵によって殴り殺されるのを目のあたりにしたのです。後にこれに関連して「平頂山(ヘイチョウザン)事件」が起こります。

大沼： 少女のころ、目のあたりにした体験ですね。その後、大鷹さんは、李香蘭という中国人歌手、映画女優として、日中の狭間にたって中国人を装うことを強要された日本人という体験をして、苦しんでこられた。大鷹さんが戦後、日中友好、パレスチナ問題の解決、「慰安婦」問題の解決などのため、精力的な活動をしてこられた根本に、そのような体験と想いがあるわけですね。

大鷹： 参議院議員時代に中国各地を訪ねる機会があり、その「平頂山事件」で殺された農民たちの骨がたくさん掘り出され安置されている「記念館」も訪ねました。それを見て、戦争の残虐性をあらためて認識しました。戦争の狭間にあるこういう問題は、韓国の人も中国の人も、まだ、本当には許してくれていないですね。南京で、家族や友人を殺されたという人々からの話を聞いたことがありましたが、個人的に話を聞いていると、相手の人が震えてくるのがわかりますものね。あの戦争のなかで、元「慰安婦」の彼女たちが味わった屈辱と苦痛は、いまの若い人には理解しがたいことだと思います。信じられないような体験だと思いますが、事実を直視することは、ほんとうに大事なことです。

アジア女性基金の元「慰安婦」の方々への償い事業は、国民が一人ひとり参加することで、私たち日本人の気持ちをお伝えできる事業です。ぜひ、若い皆さんにも参加してほしいと思います。

あわせて、時代を担う若い人には、アジアの近現代史をしっかり勉強してほしい。歴史の事実を直視して、悲しい

過去をもつアジアの人の痛みを理解を深めてほしいのです。それでこそ国際社会の中で、アジア人同士の友情が築かれてゆくと、私は信じているのです。

大沼： 「呼びかけ文」にも取り入れていただいたし、他の機会にも書いたり話したりしているのですが、そもそも「慰安婦」として苦役に服させるといったことへの「償い」というのは、本来ありえないことです。ただ、償いきれないことだという自覚をもって、被害者一人ひとりの生活が物質的にも精神的にも少しでもよいものになるよう、具体的な行動をとる。元「慰安婦」を支援している人権団体の方々も、私たちも、すべての被害者をカバーできるわけではないのですから、各々ができることを各々の持ち場で積み上げていくことが大切なのだと思います。そこから、大鷹さんの言われる、アジアの人の痛みを理解したアジア人同士の友情が築かれていくんでしょうね。今日はどうもありがとうございました。



対談中の大鷹淑子副理事長と大沼保昭理事／2001年11月1日(東京)

## 大分市で事業報告会を開催

4月20日、大分市で、アジア女性基金への協力を推進している大分県平和運動センターの協賛を得て「アジア女性基金事業報告会」を開催しました。

この報告会では、村山富市理事長が、政府がなぜアジア女性基金を発足させたのか、その経過と当時の内閣の考え方を話した後、和田春樹理事、有馬真喜子理事から、各国での償い事業や女性尊厳事業の報告が行われました。

和田理事は「今年、7月にオランダ事業が終了し、8月には、フィリピンでの申請受付が終了する。両国では、基金事業の理解が深まっている」、有馬理事からは、「アジア女性基金は、地方自治体や相談機関と連携をとりながらドメスティック・バイオレンスなど女性に対する暴力の問題に取り組んでいる」と報告されました。

特に、村山理事長が、「アジア女性基金は、元『慰安婦』の方々へ政府と国民の道義的な責任を果たしていく大切な仕事を行っている。合わせて、過去の歴史に対する反省を踏まえ、アジアの人々と共通した歴史認識を持つことが大事だ」と述べ、基金事業への理解と協力を呼びかけました。

参加者からは、「なぜ、戦後早い時期にきちんと対応できなかったのか」「もっと多くの国民の理解が得られるよう呼びかけてほしい」などの意見がありました。



▲あいさつする村山富市理事長



4月20日 大分県教育会館(大分市)

償い事業

## 第3回「慰安婦」問題に関する ラウンドテーブル開催

今年で3回目を迎える「『慰安婦』問題に関するラウンドテーブル」を、9月5日、6日に都内で開きました。

同ラウンドテーブルでは、各国の「慰安婦」問題についての報告と、国連での「慰安婦」問題討議の経過が報告されました。

今回初めて、フィリピン、インドネシア、台湾の方々が参加され、被害者本人の「選択の自由」を尊重することが何よりも重要であると、改めて確認されました。

また、これを受けて同月7日東京ウィメンズプラザで、公開フォーラム「戦争被害—回復と和解をめぐる」を開催しました。

同フォーラムでは、各国のこの問題に対する取り組みに加え、アジア女性基金のオランダ、フィリピン、韓国、台湾、インドネシアでの償い事業の報告を行いました。

そのなかで和田理事は、昨年9月に村山理事長が就任した折、内閣官房長官の談話があらためて発表されたことをとりあげ、「アジア女性基金は政府の決定によってつくられ、基金の事業は政府資金により実施されている。政府が十分な責任をもって参加し、その謝罪と償いに国民が参加することは特別な意味がある」と述べました。

これらの会議には、以下の方々が海外及び国内のゲストとして参加されました。



9月7日 東京ウィメンズプラザ(東京)

### オランダ

ハマー・モノド・フロドヴィュー  
(オランダ事業実施委員会委員長)

### アメリカ

サラ・ソー (サンフランシスコ州立大学助教授)

### 台湾

カオリイ・リー (無任所大使)  
リン・メイジュン (台湾草の根女性グループ)

### 日本

阿部浩己 (神奈川大学教授)  
横田洋三 (中央大学教授、アジア女性基金運営委員会委員長)  
和田春樹 (東京大学名誉教授、アジア女性基金理事)

### インドネシア

ヌルシャバニ・カチャンカナ (上院議員、正義と民主主義を求めるインドネシア女性連合事務局長)  
バーナード・カルガニラ (フィリピン大学教授) ホセ・デビット・ラプーズ (サント・トーマス大学教授)

## 償い事業

# オランダにおける アジア女性基金事業終了



あいさつする山口達男理事▲

オランダでの事業は、本年7月14日をもって終了しました。

アジア女性基金は、1998年7月15日、オランダ事業実施委員会（PICN）と覚書を締結し、日本政府からの拠出金により、同委員会に対し3年間で総額2億4,150万円の財政的支援を行いました。その資金によってPICNは第2次世界大戦中に旧オランダ領東インド（現インドネシア）で心身にわたり癒しがたい傷を受けた方々に対して、医療・福祉分野の財政支援等を提供する事業を実施しました。

PICNは対象者に対し、本人の実状と要望を考慮し、例えば、車椅子等の介護用品、医薬品、医療検査のための財政支援を行うと同時に、橋本龍太郎総理（当時）がオランダのcock首相に対して宛てた、「慰安婦」問題について改めてお詫びと反省の気持ちを表明した書簡の写しをお渡ししました。

これまで事業を受け取られた方は、計78名にのぼり、これらの方々から、様々な形で感謝の声が寄せられています。

7月13日には、オランダで事業の終了式が行われ、席上、村山理事長のあいさつが紹介され、田中真紀子外務大臣よりPICNに対し、感謝の書簡が送られました。



▲オランダ事業終了式であいさつするハマーPICN委員長

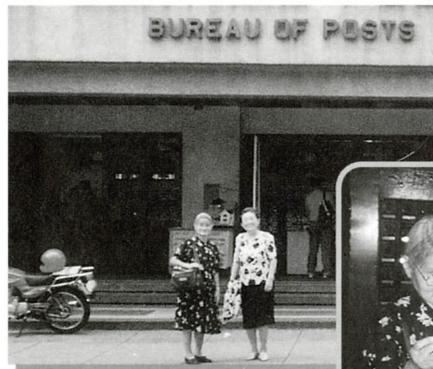
## 償い事業

# フィリピンにおける 償い事業申請終了

フィリピンでの償い事業は、本年8月12日をもって事業申請の受付を終了しました。

アジア女性基金では、1996年8月13日に事業開始以来、フィリピン政府やNGOの協力のもと、5年間にわたり事業を実施してきました。

フィリピンは、アジア女性基金が一番最初に事業を実施した国ですが、アジア女性基金、在日大使館、フィリピン政府とNGO、4者の協力が成果を生み、多くの被害者の方々の理解が得られました。



私書箱をしめる有馬真喜子理事と  
フィリピン事業協力者の原美根子さん  
(8月13日、マニラ)



償い事業

# 募金活動について

## 1. 募金活動の状況報告

昨年9月の「募金キャンペーン2000」開始以来、これまでに国民、企業、諸団体、各省庁関係者及び都道府県等地方公共団体職員、閣僚、国会議員などから、数多くの募金が寄せられました。ご協力に対しまして心から感謝申し上げます。

アジア女性基金は、2000年の設立5周年を期に、この間の事業活動を広く国民の皆様へ報告し、また、いわゆる従軍慰安婦問題について、一層のご理解を得られるよう努力をし、償いのための募金活動を積極的に展開しています。

## 2. 募金による「償い金」

国民からの「償い金」は、これまでフィリピン、韓国、台湾で計188名の元「慰安婦」の方々へお届けしています。

## 3. 募金額の状況 (2001年11月21日)

募金総額	約5億4,846万円
「償い金」支出	3億7,600万円 (188人)
募金残額	約1億7,246万円

※ なお、国民の皆様からの募金(寄付金)は、すべて「償い金」そのものとして支出しております。「償い事業」の事務に要する管理等経費は別途国庫補助金から支出されています。

## 4. 募金に協力をお願いします。

現在認定を待っている方々がたくさんいます。以上のことから、一層の募金が必要となっております。

郵便局から郵便振替(払込取扱表)でお受けしております。

振替手数料は、加入者(アジア女性基金)負担となりますので、郵便局の窓口でその旨お伝えください。

### 郵便振替口座

女性のためのアジア平和国民基金 00180-3-71164

\* 特定寄付金及び指定寄付金の扱い \*

アジア女性基金への寄付金は、所得税法上の寄付金控除が認められる特定寄付金または法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄付金として、財務大臣から指定されています。(指定期間2001年4月12日から2002年4月11日)

## よりよい援助のために

ここ数年、『女性に対する暴力』が、マスコミにもとりあげられ、深刻な社会問題であるという認識が高まってきました。本年10月13日にDV防止法(配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律)が施行され、被害を受けた人が公的機関や民間のシェルターを頼って相談するケースも増えています。よりよい援助のために、いま何が必要か、長年福祉の仕事に携わられ、東京都女性局長や婦人相談所長を歴任された金平輝子理事にお話をうかがいました。



理事  
金平 輝子  
(元東京都副知事)

私が東京都で仕事を始めた1950年代には、一般にジェンダーの視点はなく、女性たちのおかれている状況は、いまとは比べものにならないくらい劣悪でした。『女性に対する暴力』は人権侵害であるという認識もなく、被害者に対する現実的な支援方法もまったくない状態だったのです。

\*

国連が、1975年を国連婦人年と定め、「国連婦人の10年」がスタートし、女性の地位向上に向けての重点的な取り組みが世界各国で行われ、日本でも徐々に変化があらわれてきたと思います。女性たちの切実な思いや働きかけが社会を動かしていったのです。

1995年、国連の第4回世界会議では、『女性に対する暴力』が大きなテーマとなりました。日本政府もこの会議で、アジア女性基金に協力し、積極的に『女性に対する暴力』の問題に取り組むと宣言しました。

\*

しかし、日本ではまだ、『女性に対する暴力』に関する知識や経験の蓄積が少なく、組織全体で援助者を支えていく体制も整っていないのが実状のようです。暴力の相談は、援助者にも大きな精神的負担を強いるものです。非常につらい体験を聴き、被害者の悩みを目の当たりにしなければなりません。被害者と援助者が、安全で安心できる環境の中で相談を行えるように、周りの人たちが援助者を支えることが不可欠です。よりよい援助のためには、啓発、調査研究などに力を入れるとともに、早急に援助者の育成に取り組む必要があると思います。

\*

アジア女性基金は1995年7月に発足して以来、政府と協力し、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業とともに、『女性に対する暴力』など今日の女性をとりまく問題の解決のために、啓発、調査研究、NGO支援、援助者育成研修などの事業を行ってきました。

暴力によって、女性たちの生活や健康、そして人権が抑圧されることのないように、今後も国内外の関係機関と連携をとりながら、全国各地でこの事業を展開していくことは、とても意味のあることだと思います。

尊厳事業

# ドメスティック・バイオレンス 公開セミナーを各地で開催

アジア女性基金では、これまで、「女性に対する暴力」の啓発事業として、全国各地の自治体と共催で公開セミナーを開催してきました。自治体や開催地の関係機関と話し合いを重ね、地域のニーズを最大限考慮したセミナーを心がけています。

1999年度からは、もっとも身近なところで起きている暴力についてより多くの方に関心をもってもらえるよう、ドメスティック・バイオレンス(DV=夫や恋人からの暴力)を主要なテーマとしてセミナーを行っています。今年度のセミナーでは、DVが、世界的にも

各国共通の問題として認識されつつある点をふまえ、国際的視点からこの問題をとらえなければならないことが確認されました。また、DV問題の社会性や特殊性、DVが女性に対する被害にとどまらず、子どもの心身にも深刻な影響を及ぼすこと、DVと児童虐待との関連性や暴力の世代間連鎖についても議論されました。

## 本年度、自治体との共催で実施した公開セミナー

- 滋賀県近江八幡市 (8月28日)
- 熊本県熊本市 (9月6日)
- 青森県青森市 (10月26日)
- 北海道網走市 (10月28日)
- 愛知県春日井市 (11月18日)



◀ 公開セミナー (9月6日、熊本市)

## 公開セミナーのご案内

参加費無料 お申し込み・お問い合わせは、アジア女性基金までお電話、ファックスまたはe-mailにて。

TEL:03-3583-9322 FAX:03-3583-9321 e-mail:dignity@awf.or.jp

日時	テーマ	開催地	会場	共催団体
2001年11月30日(金) 13:00-16:30	「ドメスティック・バイオレンス ～夫や恋人からの暴力～」	群馬県伊勢崎市	伊勢崎市文化会館 (伊勢崎市昭和町3918)	群馬県 伊勢崎市
2001年12月18日(火) 13:00-16:00	「ジェンダーとドメスティック・バイオレンス ～女性に対する暴力と女性問題解決のために～」	徳島県徳島市	徳島プリンスホテル (徳島市万代町3-5-1)	徳島県
2002年1月22日(火) 13:30-16:30	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	岐阜県岐阜市	県民ふれあい会館 (岐阜市藪田南5-14-53)	岐阜県
2002年1月26日(土) 13:30-16:30	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	大分県竹田市	竹田市総合社会福祉 センター(竹田市会々1650)	竹田市
2002年2月17日(日) 13:30-16:30	「ドメスティック・バイオレンス ～家庭内における女性と子どもへの影響～」	山口県岩国市	岩国市民会館 (岩国市山手町1-15-3)	岩国市

(後援:内閣府・外務省)

## 『援助者のためのワークショップ』開催

アジア女性基金では、暴力や虐待の被害者がよりよい援助を受けられるように、「女性に対する暴力」の問題に関わる援助者を対象に、ワークショップ形式の研修を開催しています。

女性センター・婦人相談所・児童相談所の相談員や医療機関・地方自治体のケースワーカー、警察官、教員、家裁調査官など、全国各地から現場で日々暴力や虐待の問題に直面している方々が参加され、ネットワークづくりの場としても定着してきました。

本年度は、「ドメスティック・バイオレンス ～暴力の連鎖を断つ～」をテーマに研修を開催しました。

ドメスティック・バイオレンスは、被害者である女性のみならず、それを目撃している子どもの心身にも大きな影響を与えています。しかし、暴力にさらされたり不安定な家庭環境で育った子どもたちのすべてが、同じことを繰り返すわけではありません。

今回のワークショップでは、子どもたちが自分の身に起きたことを打ち明けられるように、援助者やまわりの大人がどのように関わるべきかを考えました。

参加者からは、「さまざまな機関の人と知り合える貴重な機会を提供していただきとても役に立っています」「具体的スキルを学べる今回のような研修を受けたいと思っていました。継続的に続けていってください」といった感想が寄せられています。

ファシリテーターには、国内でこの問題に取り組んでこられた専門家、アメリカからはワシントン州シアトルを拠点に、援助者への教育及び研修、ソーシャルワーカーとして女性や子どもの援助に長年携わってこられたエリン・ガルヴィンさんや定子与那覇・トウシーさんをお招きしました。

\* 援助者育成研修事業では、今後も関連機関と協力して「女性に対する暴力」の研修を行っていきたくと考えています。ご関心をお持ちの方は担当までご連絡ください。(担当:岡檀、渡邊千尋)

### 【公募による研修】

2001年 11月 5日 6日	東京	(エリン・ガルヴィン)
11月 7日 8日	東京	(エリン・ガルヴィン)
11月 9日 10日	東京	(エリン・ガルヴィン)
11月 10日	東京	(定子与那覇・トウシー)
11月 12日 13日	東京	(エリン・ガルヴィン)

### 【自治体との共催による研修】

2001年 9月 4日	滋賀県	(長谷川博一)
9月 5日 7日	熊本県	(竹前ルリ、吉永陽子)
9月 18日 19日	茨城県	(長谷川博一、吉永陽子)
10月 1日 2日	山口県岩国市	(米山奈奈子)
11月 6日	岐阜県	(田村毅)



▲11月6日 岐阜県

▼11月7日8日(東京)ロールプレイをする参加者とエリンさん



専攻事業

# 国際専門家会議・公開フォーラム 「ジェンダーとHIV/AIDS」開催



7月24日、25日の2日間大手町KKRホテル東京で「ジェンダーとHIV/AIDS」専門家会議を、26日に東京ウィメンズプラザで同問題の公開フォーラムを開催しました。メコン川流域を中心に研究者及びHIV/AIDS被害者の支援を行っている団体の代表者等が来日し、日本の専門家とともに次のような課題が討論されました。

- 被害を受けやすい女性が、感染しないために、情報にアクセスし、自己決定し、他者とくに男性と交渉する能力を高める教育が必要である。
- 女性、出稼ぎ労働者、セックスワークを成り立たせる顧客、出稼ぎで残された家族をも十分に視野に入れた、包括的な対応が必要である。
- 包括的な対応には、それぞれのコミュニティーに根ざした活動、多様な分野の連携とネットワークが不可欠である。
- 感染を防ぐための知識があっても実行に移せない状況を変えていく必要がある。



専門家会議の直後に開かれた公開フォーラムにおいては、各国より被害者が置かれている実情、サポートの現状などが報告されました。パネルディスカッションを行った後、質疑応答の時間には、女性用コンドームの認知度の低さと問題点、グローバル化が進む中いかに被害者となる女性を護ることができるか、感染した女性に対してどのようなサポートがなされているか、男性の意識を変えるよう努力すべきではないか、など様々な意見が出され活発な議論がかわされました。

※本会議の報告書(日/英)は、2002年3月に刊行予定です。  
ご希望の方はご連絡ください。

参加国/機関	カンボジア、ベトナム、ラオス、タイ、フィリピン、インド UNDP、WHO、ジョイセフ、SWASH、日本
協力団体	ぶれいす東京、AIDS&SOCIETY研究会議

## Notice ■■■ 今後開催予定の国際会議 ■■■

### 「子どもの人権・大人の課題」

—子どもを扱う大人がいます。子どものポルノ写真やビデオを売る大人がいます。

子どもは大人に保護される、その権利はなくなってしまったのでしょうか。

**2001年12月18日(火)**  
**14:00~17:00**

フォーラムよこはま会議室 1  
横浜ランドマークタワー13F(通訳あり) JR桜木町駅下車

シンポジスト:  
サンバシット・クムブラバント(タイ・子どもの権利保護センター) 他

### 「裁判と女性」(専門家会議)

**2002年1月20日(日)**  
**~22日(火)**

京都ガーデンパレス 京都府京都市上京区

アルジェリア、インド、インドネシア、スリランカ、  
タイ、ネパール、マレーシア、ルーマニア  
等より参加予定

### 「開発と女性」

**2002年1月31日(木)**  
**13:00~17:00**

国連大学「エリザベス・ローズ」会議室  
(通訳あり) 地下鉄 表参道駅下車

シンポジスト:  
ドロータ・ギエルツ  
([「開発と女性の役割」世界調査を取りまとめた国連職員]  
スタタリー・センキン(タイ・イサン女性ネットワーク)  
ギタ・ダス(バングラディッシュ・On Behalf of Women)  
メイ・ケサダ(フィリピン・アジア農村オルタナティブス)

**参加無料。**みなさまのご参加をお待ちしております。なお、お申し込みは電話・ファクス・E-Mailにて事務局まで。

気づいてますか？  
ドメスティック・バイオレンス(DV)夫や恋人からの暴力は、犯罪です。

その悩み、ひとりで  
抱え込まないで。



多くの女性たちが  
夫や恋人から受ける身体的暴力や  
言葉や態度による精神的暴力、  
セックスの強要などの  
性的暴力に苦しんでいます。  
2001年10月、  
DV防止法(配偶者からの暴力の防止  
および被害者の保護に関する法律)が  
施行されます。  
あなたや私の尊厳は  
護られるのでしょうか。  
これまでドメスティック・バイオレンスを  
容認してきた社会が、  
いま、問い直されています。  
踏み出してください、解決への一歩を。

女性問題についてのご相談は(水・金曜日のみ)

03-3971-8553

家庭問題・子ども、離婚についてのご相談は

03-3971-3741

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金  
(アジア女性基金)

東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス 電話 03-3583-9322 FAX. 03-3583-9321

ホームページ=<http://www.awf.or.jp> e-mail=[dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)

アジア女性基金では、暴力や性被害に悩む女性のための「公共機関相談窓口一覧」をホームページに掲載しています。